

○警察用船舶運用要綱の制定について

(平成8年7月1日 甲通達地第28号)

我が国におけるけん銃、覚せい剤等の密輸入は、国際化の進展とともに増加の一途をたどり、また、密出入国事犯も増加している情勢にある。

本県においても、大量のけん銃密輸入事件や密入国事犯が発生しており、今後もこの種事犯が敢行されることが十分に予想される。また、本県沿岸海域は豊富な水産資源を有しているため、密漁事犯が後を絶たない現状にあり、マリンスポーツの普及とあいまって、これに伴う事件事故の多発が懸念される。このため、別添のとおり「警察用船舶運用要綱」を定め、平成8年7月20日から運用することとしたので、沿岸水域を対象とした警察用船舶の効率的な運用による水際対策の強化を図り、海上等における各種犯罪の予防、検挙、人命救助等の活動を推進されたい。

なお、「舟艇の使用実績の報告について」(昭和40年甲通達警第3号)は、廃止する。

別添

警察用船舶運用要綱

第1 目的

この要綱は、県警察における警察用船舶(以下「警備艇」という。)の管理及び運用について必要な事項を定め、警備艇の安全かつ効率的な運用を図ることを目的とする。

第2 準拠

警備艇の運用については、海事法令その他別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第3 定義

この要綱において警備艇とは、県警察が保有する船舶のうち、「はやぶさⅡ」、「するが」及び「かつら」をいう。

第4 配置

警備艇の配置は、次表のとおりとする。

配置署	警備艇名
熱海署	はやぶさⅡ
清水署	するが
浜松西署	かつら

第5 管理及び運用

警備艇の配置を受けた署長(以下「配置署長」という。)は、当該警備艇の管理及び運用に当たるものとする。

第6 乗務員及び運航責任者の指定

配置署長は、次の者を指定するものとする。

- 1 船長、操船員及び安全航行のための航行責任者
- 2 警備艇に乗務する職員(以下「警備艇乗務員」という。)

第7 活動区域

警備艇の活動区域は、次表のとおりとする。

配置署	警備艇名	活動区域
熱海署	はやぶさⅡ	熱海署・伊東署管轄の海上及び沿岸
清水署	するが	清水署・下田署・伊豆中央署・伊東署・熱海署・沼津署・富士署・静岡南署・焼津署・牧之原署・菊川署・掛川署・袋井署・磐田署・浜松東署・浜松中央署・浜松西署・湖西署管轄の海上及び沿岸
浜松西署	かつら	浜松西署・細江署・湖西署管轄の浜名湖及び湖岸

第8 派遣

- 1 本部長は、必要があると認める場合は、配置署長に対し、活動区域以外の水域へ警備艇の派遣を命ずるものとする。
- 2 所属長は、警備艇の派遣を求めようとする場合は、警備艇派遣要請書(別記様式第1号)により本部長に承認を求める(県本部地域課長を経由する。以下本部長に報告する場合において同じ。)ものとする。ただし、事態が急迫し、警備艇派遣要請書を提出するいとまがないときは、口頭により承認を求めることができる。

第9 連絡調整

県本部地域課長は、警備艇の運用に関し、必要な連絡調整に当たるものとする。

第10 活動の基本

警備艇の活動の基本は、活動区域における警ら、港湾等に停泊中の船舶に対する訪船連絡とする。

第11 勤務例

- 1 配置署長は、警備艇乗務員の勤務例を策定するものとする。
- 2 勤務例の策定に当たっては、1回の警ら時間は、原則として4時間を超えないようにしなければならない。
- 3 配置署長は、勤務例を策定し、又はこれを変更したときは、速やかに本部長に報告するものとする。

第12 活動計画

配置署長は、毎月、警備艇月間活動計画書(別記様式第2号)を作成し、その月の前月末日までに本部長に報告しなければならない。

第13 勤務の方法

- 1 警備艇に乗務する警察官の勤務方法は、次のとおりとする。
 - (1) 通常時における勤務は、警ら、訪船連絡、待機とする。
 - (2) 警らは、海上又は湖上における警備艇による警ら及び徒歩による沿岸又は湖岸の警らとし、待機時においては、係留地周辺における見張り及び装備機器の点検並びに書類作成等に当たるものとする。
- 2 警備艇に乗務する警察行政職員の勤務方法は、乗船勤務及び待機とし、待機時においては、警備艇の点検整備、記録の作成及び係留地周辺の視察並びに環境整備に当たるものとする。

第14 運用上の留意事項

警備艇乗務員は、警備艇を運用するに当たっては、次の事項に留意すること。

- 1 海事法令を遵守し、安全航行を基本とすること。
- 2 安全航行のため乗務員相互の連携を図ること。
- 3 常に関係機関との連絡協調に努めること。

第15 航行上の留意事項

警備艇乗務員は、警備艇の運航に当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 事前に潮の干潮、気象状況を把握するとともに、観天望気を強化し、突風、波浪、うねり、霧等により航行の安全に危険が予想される事象に配慮すること。
- 2 航行の安全を確保するため見張員を置くこと。
- 3 離船するときは、施錠及び係船の状況を点検し、盗難・火災その他の事故防止に努めること。

第16 事件の引継ぎ

警備艇の活動中に取り扱った事件、事故は、発生地を管轄する署長に引き継ぐものとする。

第17 休船報告

配置署長は、警備艇が故障等により運航できない場合は、その事由及び期間を本部長に報告しなければならない。また、運航できるようになった場合も同様とする。

第18 備付簿冊

配置署長は、警備艇運航記録簿(別記様式第3号)、船舶カード、船歴簿及び警備艇勤務日誌(別記様式第4号)等を備え付け、警備艇の航行、活動状況等を明らかにしておくものとする。

第19 報告

配置署長は、警備艇の活動状況について、警備艇月間活動状況表(別記様

式第5号)により翌月10日までに、年間の警備艇使用実績については、警備艇使用実績報告書(別記様式第6号)により毎年前年分(1月1日から12月31日まで)をその年の1月20日までに、警備艇乗務員の指定については、毎年4月1日現在を警備艇乗務員名簿(別記様式第7号)によりその年の4月末日までに、それぞれ本部長に報告すること。